

大規模太陽光発電施設の開発に対する法整備等を求める意見書

電力は市民生活や企業活動等を支える重要な社会基盤である。

国は福島第一原子力発電所の事故以降、電力の安定供給を図るためのエネルギー政策として、純国産のエネルギー源である太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大を推進してきた。

特に、平成24年7月の固定価格買取制度（FIT制度）創設以降は、再生可能エネルギーの普及拡大が進み、中でも太陽光発電は飛躍的な伸びを示しており、従来は遊休地等を利用して設置されていた太陽光発電施設が広大な森林伐採を伴う林地開発によって行われる事案も見受けられるなど、自然環境、景観、生態系への影響や、川や海の汚濁による農業や水産業への影響、土砂災害等自然災害の発生懸念など、市民生活を脅かす事態となっている。

本市においても、現在、田原地区において民間事業者による大規模太陽光発電事業計画が進められているが、この計画は約250haの山林の内、森林伐採は150haとなるものである。これだけの大規模な開発であっても、森林法等関係法令に基づく審査基準を満たしていれば、許可権者は許可をせざるを得ないものである。

事業者側には、財産権に基づく自由な経済活動が保障されているとはいえ、自然環境や市民生活への影響など、公共の福祉に配慮する必要もある。また、事業者には事業が終了した後には、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、可能な限り速やかに発電施設の撤去及び処分が求められているが、廃棄方法や費用など未確定要素が多く、適切に処分できなくなる可能性も想定される。その場合には環境破壊や景観にも悪影響を及ぼすものと危惧をしている。

よって、国においては、今後の大規模太陽光発電施設の開発に当たっては、下記事項について実施するよう強く要望する。

記

1. 自然環境、景観、防災上の観点から立地規制等を行うこと。
2. 事業者に対し、環境影響評価等を義務化するなどの法整備を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

千葉県鴨川市議会

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
総務大臣	石田	真敏	殿
農林水産大臣	吉川	貴盛	殿
経済産業大臣	世耕	弘成	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿
環境大臣	原田	義昭	殿